USPTO、査定系再審査手続に関する規則改正案について意見募集を開始

2026年7月28日
JETRO NY 知的財産部
角張、赤木

USPTOは、7月22日付官報[1]で、査定系再審査手続（Ex Parte Reexamination: EPR）について、特許権者以外の第三者による請求の場合には、同請求に係る利害関係者の情報開示を義務化する規則改正案を公表し、同改正案に対する意見募集を開始した。

USPTO特許審判部（PTAB）の当事者系レビュー（IPR）や付与後レビュー（PGR）審理手続において最終書面決定が示された特許クレームについて、その請求人や利害関係者は、当該審理手続中に提起した、または提起することができたと考えられる理由に基づいてUSPTOに対する手続を請求・維持することはできない（禁反言：Estoppel）[2]。

他方で、現行規則上、USPTOに対するEPR請求は匿名で行うことが可能であるところ、第三者がEPR請求を行う場合には、その請求が禁反言の原則により禁じられるものではない旨の証明書の提出が義務付けられている[3][4]。

USPTOは、官報において、現行制度の下ではEPRの請求人・全ての利害関係者が特定できない以上、禁反言の原則について正確な評価をすることができないと説明している。そして、今般の規則改正案について、EPRの請求人・利害関係者の情報を開示させることにより、禁反言の原則の適用有無をUSPTOにおいて正確かつ効率的に評価し、本来禁じられるべき不当なEPR請求から特許権者を保護することを目的としたものであると説明している。

なお、本規則改正案によれば、開示が義務付けられるEPR請求に係る利害関係者に関する情報は、請求人の申請に基づき、記録から除外し、公衆に対する秘匿性を保持することが可能とされている。

本規則改正案に対する意見の提出は、8月21日まで認められている。

（以上）

---

[1] Requirement To Identify All Real Parties in Interest to a Third Party Request for an Ex Parte Reexamination

[2] 35 U.S.C.§315(e)(1)、35 U.S.C.§325(e)(1)

[3] 37 C.F.R.§1.510(b)(6)

[4] USPTOは、本年2月、匿名でのEPR請求に関して、同一特許クレームに対する先のIPR・PGRの請求人・利害関係者に該当しない旨の声明の中で具体的なIPR・PGRを特定し、当該審理において請求人・利害関係者とされていた者を明示することを義務付ける運用変更も通知している。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2026/20260208.pdf